

雇児発0424第5号
平成29年4月24日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定制度に係る
「産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値」について（改訂）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。）第9条に規定する一般事業主の認定については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年厚生労働省令第162号。以下「省令」という。）第8条にその認定基準等を規定しているが、同条第1項第1号イ(4)に定める「産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値」（産業平均値）について、今般その改訂を行い、下記により平成29年6月1日から適用することとしたので、遺漏なきを期されたい。なお、平成28年4月27日付雇児発0427第1号「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定制度に係る「産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値」について（改訂）」は平成29年5月31日をもって廃止する。

記

- 1 省令第8条第1項第1号イ(4)に定める「産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値」については、「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）の産業別の課長級以上に占める女性労働者の割合の直近の3年度の平均値に基づき別表のとおり定めることとする。
- 2 産業分類は、日本標準産業分類に掲げる大分類（製造業にあつては、別表の別紙の中分類）により定めたものであること。このうち、農業、林業及び漁業については、対象となる統計の数値がないことから、「産業計」の平均値を用いることとする。